

《簡易事後評価基準の見直しについて》

○資料 1－1

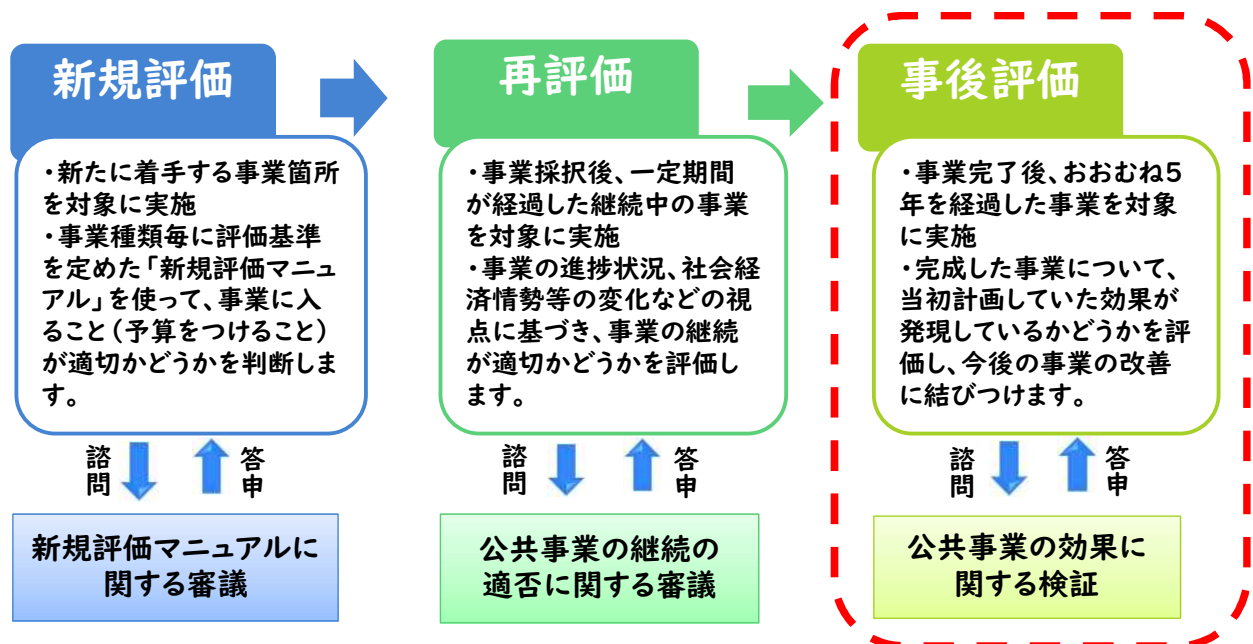
簡易事後評価基準の見直しについて

○資料 1－2

簡易事後評価 評価基準の新旧対比資料

簡易事後評価評価基準の見直しについて

事業完了後、おおむね5年を経過した事業を対象に、当初計画していた効果が発現しているかどうかを評価（別紙_マニュアルに基づき評価）し、今後の事業改善に結びつけている



佐賀県公共事業評価監視委員会

簡易事後評価評価基準の見直しについて

佐賀県公共事業評価実施要領 (R2.4.1)

第5条(3)事後評価の実施については次のとおりとする。（公共事業評価の実施及び評価手法）

- ①事業所管課は事後評価に係る資料の収集・整理を行い、事後評価調書を作成する。
- ②事後評価調書の作成に関し必要な事項は別に定める
- ③県は、事後評価調書を委員会へ諮問する。
- ④県は、委員会からの答申を尊重し、事後評価結果を今後実施する事業の計画又は実施中の事業に反映するように努め、必要に応じて新規評価・再評価手法の見直しについて検討を行うものとする。

○簡易事後評価の実施について (R3.1.14改訂)

・評価方法（○評価の場合の対応方針など）、対象事業・対象事業費（○○事業は○億円以上など）、評価項目等を記載

○簡易事後評価 評価基準 (R3.1.14改訂)

・各評価項目の評価基準を記載（○○のような場合はA評価など）

- ①事業効果（波及効果等）の発現状況
- ②環境への影響
- ③施設の維持管理状況
- ④地域住民との関わり（県民の意見）
- ⑤改善措置の必要性

①について今回改訂予定

近年、災害が激甚化・頻発化し、防災系事業の必要性・重要性が高まり、事業効果が発現しているにも関わらず、事後評価にあたり、波及効果の項目は評価しにくい状況

○事後評価マニュアルの改訂について

新規事業評価

【整備系（道路事業、街路事業等）】

○位置付け

施策方針等や計画への記載、危険度、地域振興

○必要性

交通量・混雑度

○実施環境

地元状況、まちづくりへの取組

※地域振興やまちづくり等（波及効果等）を踏まえて評価を実施

【防災系（河川事業、砂防事業等）】

○位置付け

施策方針等や計画への記載、危険度

○必要性

被害軽減家屋数、区内の福祉・公共施設数

○実施環境

地元状況

※防災に特化して評価を実施

事後評価

現行

①事業効果（波及効果等）の発現状況

- A A A 評価とした事業のうち、特に今後の模範となるもの。
- A 事業の直接的効果以外に、関連する事業、ソフト事業などとの連携を図ることで、波及効果を発現しており、地域の社会、経済活動に貢献している。
- B 事業の直接的効果を発現している。
- C 事業の直接的効果は概ね認められる。
- D 事業の直接的効果が認められない。
(効果発現が見込めない、追加の対応が必要)

- ・整備系・防災系を一律に波及効果の発現状況により評価しているため、それぞれの事業目的に沿った評価を行いたい
- ・防災系事業について、近年、激甚化・頻発化する自然災害に対し、重要性が高まっている災害の未然防止や被害軽減等の効果を評価したい

改訂

①事業効果（波及効果等）の発現状況

（整備系事業）

- A A A 評価とした事業のうち、特に今後の模範となるもの。
- A 事業の直接的効果以外に、関連する事業、ソフト事業などとの連携を図ることで、波及効果を発現しており、地域の社会、経済活動に貢献している。
- B 事業の直接的効果を発現している。
- C 事業の直接的効果は概ね認められる。
- D 事業の直接的効果が認められない。
(効果発現が見込めない、追加の対応が必要)

（防災系事業）

- A A 社会経済活動等の副次的な効果がみられ、特に今後の模範となるもの。
- A 事業の直接的効果が発現し、災害の未然防止や被害の軽減につながっている。
- B 事業の直接的効果が発現している。
- C 事業の直接的効果は概ね認められる。
- D 事業の直接的効果が認められない。
(効果発現が見込めない、追加の対応が必要)

簡易事後評価基準①効果の発現状況の項目について、整備系事業と防災系事業に分割し、それぞれの事業目的に沿った評価を実施できるよう基準を見直したい

簡易事後評価 評価基準

① 事業効果（波及効果等）の発現状況

（整備系事業）

- AA A評価とした事業のうち、特に今後の模範となるもの。
- A 事業の直接的効果以外に、関連する事業、ソフト事業などとの連携を図ることで、波及効果を発現しており、地域の社会、経済活動に貢献している。
- B 事業の直接的効果を発現している。
- C 事業の直接的効果は概ね認められる。
- D 事業の直接的効果が認められない。（効果発現が見込めない、追加の対応が必要）

（防災系事業）

- AA 社会経済活動等の副次的な効果がみられ、特に今後の模範となるもの。
- A 事業の直接的効果が発現し、災害の未然防止や被害の軽減につながっている。
- B 事業の直接的効果が発現している。
- C 事業の直接的効果は概ね認められる。
- D 事業の直接的効果が認められない。（効果発現が見込めない、追加の対応が必要）

②環境への影響

- 生活環境：「気象、大気質、騒音、振動、悪臭、日照、風害、水象、水質、水底の底質、土壌、地盤の状況等」

AA A評価とした事業のうち、特に今後の模範となるもの。

A 事業を実施したことで、環境がよかった。

B 環境への影響は発生していない。

C 環境への影響は多少認められる。

D 環境への影響が大きく何らかの対応が必要。
- 自然環境：「海、河川（形態、流況等）、湖沼、地下水、地形及び地質、植物、動物、生物生態系等」

AA A評価とした事業のうち、特に今後の模範となるもの。

A 事業を実施したことで、環境がよかった。

B 環境への影響は発生していない。

C 環境への影響は多少認められる。

D 環境への影響が大きく何らかの対応が必要。
- 社会文化環境：「景観、文化財、地域社会（地域分断、レクリエーション、交通混雑、交通事故等）等」

AA A評価とした事業のうち、特に今後の模範となるもの。

簡易事後評価 評価基準

①事業効果（波及効果等）の発現状況

- AA A評価とした事業のうち、特に今後の模範となるもの。
- A 事業の直接的効果以外に、関連する事業、ソフト事業などとの連携を図ることで、波及効果を発現しており、地域の社会、経済活動に貢献している。
- B 事業の直接的効果を発現している。
- C 事業の直接的効果は概ね認められる。
- D 事業の直接的効果が認められない。（効果発現が見込めない、追加の対応が必要）

②環境への影響

- 生活環境：「気象、大気質、騒音、振動、悪臭、日照、風害、水象、水質、水底の底質、土壌、地盤の状況等」

AA A評価とした事業のうち、特に今後の模範となるもの。

A 事業を実施したことで、環境がよかった。

B 環境への影響は発生していない。

C 環境への影響は多少認められる。

D 環境への影響が大きく何らかの対応が必要。
- 自然環境：「海、河川（形態、流況等）、湖沼、地下水、地形及び地質、植物、動物、生物生態系等」

AA A評価とした事業のうち、特に今後の模範となるもの。

A 事業を実施したことで、環境がよかった。

B 環境への影響は発生していない。

C 環境への影響は多少認められる。

D 環境への影響が大きく何らかの対応が必要。
- 社会文化環境：「景観、文化財、地域社会（地域分断、レクリエーション、交通混雑、交通事故等）等」

AA A評価とした事業のうち、特に今後の模範となるもの。

A 事業を実施したことで、環境がよかった。

B 環境への影響は発生していない。

C 環境への影響は多少認められる。

D 環境への影響が大きく何らかの対応が必要。

改訂後

- A 事業を実施したことで、環境がよくなった。
- B 環境への影響は発生していない。
- C 環境への影響は多少認められる。
- D 環境への影響が大きく何らかの対応が必要。

③施設の維持管理状況

- A A A評価とした事業のうち、特に今後の模範となるもの。
- A 維持管理主体及び市民、受益者団体等（県民協働の取組）が参加して、適切な維持管理が行われている。
- B 維持管理主体により適切な維持管理が行われている。
- C 維持管理、補修等が概ね行われている。
- D 適切な維持管理が行われていない。（維持管理計画、体制等の見直しが必要）

④地域住民等との関わり（県民の意見）

- A A A評価とした事業のうち、特に今後の模範となるもの。
- A 事業の目的（効果）発現のため、事業の計画段階から地域住民との連携が図られ、施設の利活用が積極的行われている。
- B 事業の目的（効果）が地域住民に理解され、利活用されている。
- C 事業の目的（効果）が概ね地域住民に理解され受け入れられている。
- D 事業の目的（効果）が地域住民に理解されず、改善要望、苦情が絶えない。

⑤改善措置の必要性

- A A ①～④すべての項目においてB以上かつ、いずれかにおいてA Aがある。
- A ①～④すべての項目においてB以上かつ、いずれかにおいてAがある。
- B 現在のところ改善の必要はない。
- C 将来的には改善の余地がある。
- D 緊急に改善する必要がある。

改訂前

③施設の維持管理状況

- A A A評価とした事業のうち、特に今後の模範となるもの。
- A 維持管理主体及び市民、受益者団体等（県民協働の取組）が参加して、適切な維持管理が行われている。
- B 維持管理主体により適切な維持管理が行われている。
- C 維持管理、補修等が概ね行われている。
- D 適切な維持管理が行われていない。（維持管理計画、体制等の見直しが必要）

④地域住民等との関わり（県民の意見）

- A A A評価とした事業のうち、特に今後の模範となるもの。
- A 事業の目的（効果）発現のため、事業の計画段階から地域住民との連携が図られ、施設の利活用が積極的行われている。
- B 事業の目的（効果）が地域住民に理解され、利活用されている。
- C 事業の目的（効果）が概ね地域住民に理解され受け入れられている。
- D 事業の目的（効果）が地域住民に理解されず、改善要望、苦情が絶えない。

⑤改善措置の必要性

- A A ①～④すべての項目においてB以上かつ、いずれかにおいてA Aがある。
- A ①～④すべての項目においてB以上かつ、いずれかにおいてAがある。
- B 現在のところ改善の必要はない。
- C 将来的には改善の余地がある。
- D 緊急に改善する必要がある。